

兵庫県 カワウ管理計画（案）の概要

- 1 根拠法令 鳥獣保護管理法第7条の2（第二種特定鳥獣管理計画）
- 2 管理すべき鳥獣の種類 カワウ
- 3 計画の期間 令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日
- 4 計画対象地域 兵庫県全域
- 5 現状

（1）ねぐら・コロニー箇所数の推移

県内の繁殖期（3月）のねぐら・コロニー箇所数は平成23年から徐々に増加傾向となり、令和4年3月時点で40箇所確認されている。うちコロニー数は令和元年以降横ばい傾向であり、19箇所確認されている（図1、3）。

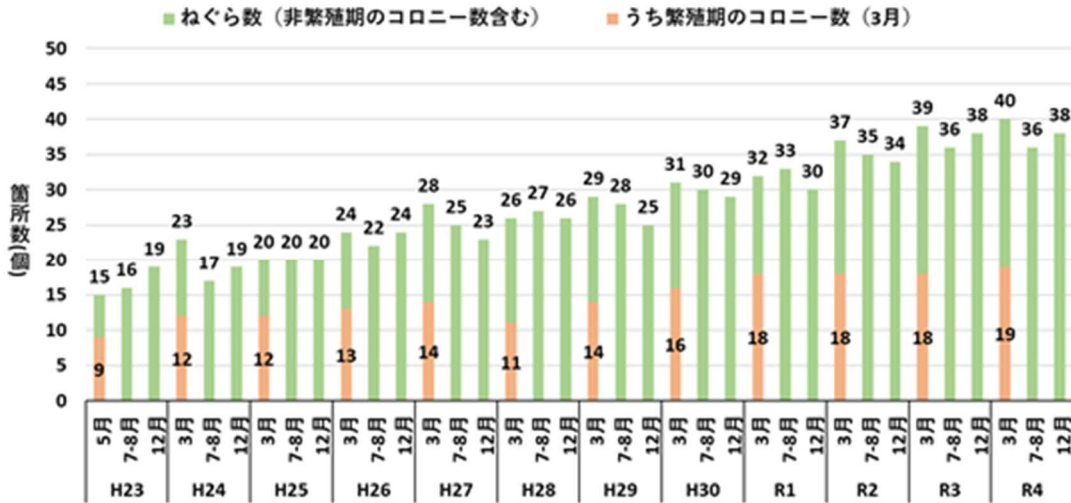


図1：カワウのねぐら・コロニー箇所数の変化

（2）個体数の推移

県内のカワウ個体数は春期（3月頃）から夏期（7-8月頃）にかけて減少し、夏期（7-8月頃）から冬期（12月頃）にかけて増加する傾向が見られる（図2）。

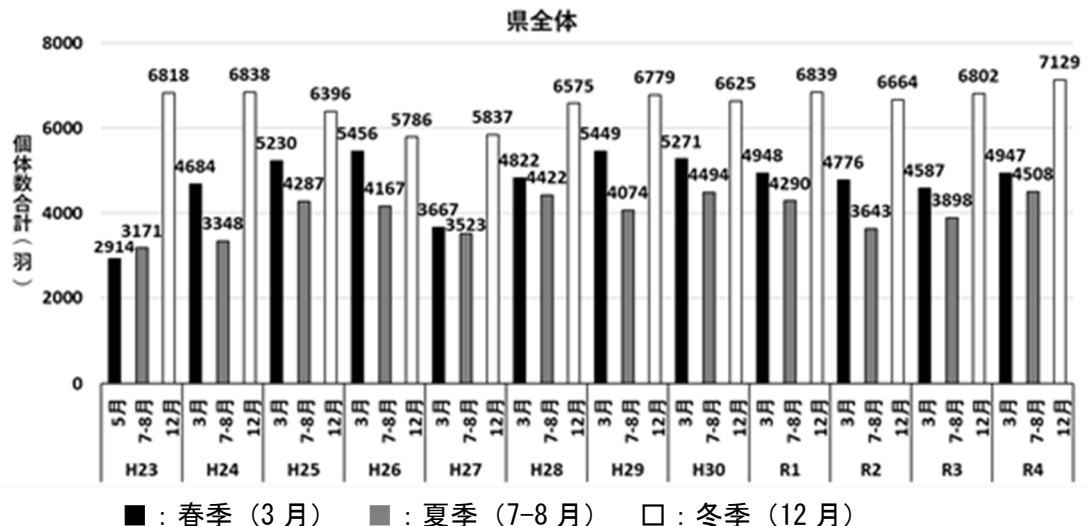


図2：カワウの個体数

（3）捕獲状況

表1：カワウの捕獲数推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
許可※	52	6	23	50	109	120	327	472	502
狩猟	52	132	160	172	131	66	165	101	123
計	104	138	183	222	240	186	492	573	625

※学術研究を目的とする許可捕獲は含まない。

6 管理の目標及び方針

(1) 管理の目標

カワウの生息状況や被害状況の把握を進め、被害軽減と人との軋轢の解消を図ることを目標とする。

(2) 目標を達成するための基本方針

- ① 科学的知見に基づいた管理（被害防除・個体群管理・生息環境管理）を実施する。
- ② 漁業被害が発生する飛来地（採食地）では、飛来数や捕食魚種の把握を行い、被害対策を進めながら漁業被害を減少させる。
- ③ 休息や繁殖として利用するねぐら・コロニーについて、生息数や巣数を把握して規模や立地条件等に応じた対策方針を定める。
- ④ 河川流域や地域特性を基に5つの管理ユニットを設定する（図4、表2）。各管理ユニットでは、関係者と連携しながら具体的な対策を盛り込んだ地域計画を策定し対策を推進する。

表2：カワウの管理ユニット構成市町

但馬	西播	丹波・東播	阪神	淡路
豊岡市、香美町、新温泉町、養父市、朝来市	姫路市、神河町、市川町、福崎町、宍粟市ほか	加古川市、稲美町、三木市、加東市、丹波篠山市、丹波市ほか	神戸市、伊丹市、三田市ほか	洲本市、南あわじ市、淡路市

(3) 目標を達成するための措置

- ① 県、市町、漁業関係者等を構成員として兵庫県カワウ管理協議会を設置する。
- ② 管理ユニット毎に地域別協議会の設置を進める。

7 具体的な管理手法

(1) 被害防除

被害が発生する場所における対策として、①花火等を用いた追い払い、②着水防止のためのテグス張り、③加害個体の銃器捕獲、④釣り針捕獲法等の新たな捕獲技術検証等を行う。

(2) 個体群管理

既存のねぐら・コロニーを分散させず、新規で作らせないようにするため、①テープ張りによりねぐら・コロニーの除去、②シューティングポイントでの銃捕獲による個体数調整、③ドライアイス散布や偽卵置換による繁殖抑制、④空気銃による音響捕獲法等の新たな捕獲技術検証等を行う。

(3) 生息環境管理

魚道や魚類の隠れ場所となる護岸構造物の設置等、多自然型工法の実施により河川の生物多様性保全を図り適切な生息環境を維持する。

8 その他管理のために必要な事項

捕獲技術者の育成や捕獲技術の導入、関係機関・組織の連携強化、カワウに関する普及啓発を進めながら生息状況のモニタリングや被害状況の情報収集等を実施して対策の効果検証を行い、今後の計画に反映させる。

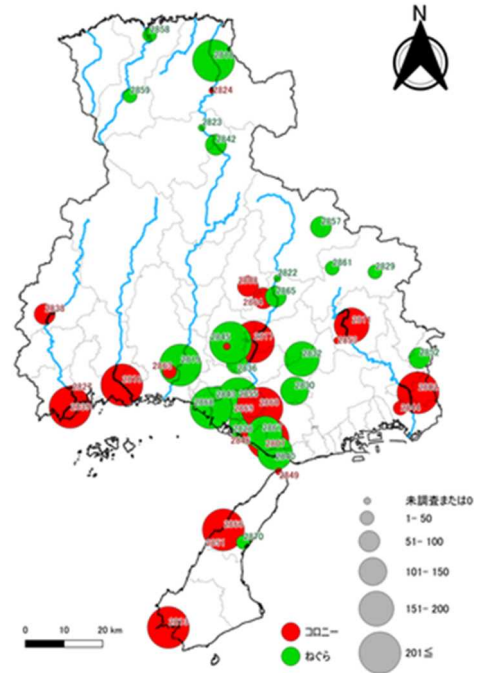


図3：県内のねぐら・コロニーの個体数規模



図4：カワウ管理ユニット